

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

○どんな事業？

いわき市小児慢性特定疾病医療費支給の認定を受けている方（小児慢性特定疾病児童）に対し、次の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として実施します。

給付品目

便器 特殊マット 特殊便器 特殊寝台 歩行支援用具 入浴補助用具 特殊尿器
体位変換器 車椅子 頭部保護帽 電気式たん吸引器 クールベスト
紫外線カットクリーム ネプライザー（吸入器） パルスオキシメーター
ストーマ装具（消化器系・尿路系） 人口鼻

○対象となる方は？

いわき市にお住まいの小児慢性特定疾病児童で、次の1～3のいずれにも該当する方

- 1 在宅で療養が可能な程度に症状が安定している方
- 2 他の福祉制度（障害者総合支援法など）の給付対象とならない方
- 3 申請する給付種目の対象者に該当する方 ⇒裏面にあります

○どうすれば給付が受けられるの？

申請が必要となりますので、購入する前に担当課までお問い合わせください。

給付までの流れ

- ① 必要書類をそろえて、こども家庭課へ申請してください。
 - ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書
 - ・主治医意見書（任意様式）
 - ・いわき市小児慢性特定疾病医療費受給者証
 - ・児の扶養義務者等の所得税又は市県民税の課税額を証明する書類（生活保護受給者の場合は生活保護受給証明書）
 - ・その他（用具の見積書、世帯構成が変わっている場合は住民票など）
- ② 給付の対象となるか調査を行います。給付対象となった場合は、申請者へ「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書」と「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券」を送付します。
- ③ 給付対象となった用具は指定された業者が納入します。用具と引き換えに、用具を納入する業者へ「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券」を渡し、その給付券に記載された「扶養義務者が支払うべき額（自己負担額※）」を直接納入する業者にお支払いいただきます。
※自己負担額について：小児慢性特定疾病児童本人や扶養義務者の課税額等により自己負担額があります。

～お問い合わせ先～

いわき市こども家庭課母子保健係 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付担当
〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町四方木田 191
電話 0246-27-8597 FAX 0246-27-8564

❖給付種目ごとの対象者等について❖

給付種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する方	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある方	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な方	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方（在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介護者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方（在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方（在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人口鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。

平成30年6月1日現在